

令和6年度（2024年度）八王子市 雨水貯留槽設置補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、雨水の有効利用を促進し、健全な水循環の再生を図るため、八王子市内で雨水貯留槽を設置する者に対し、その購入に要する費用の一部について、市が予算の範囲内で交付する補助金につき、補助金等の交付の手續等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において雨水貯留槽とは、八王子市内の住宅等の建物の屋根に降った雨水を庭・植木の散水等のために貯留する設備をいい、雨水貯留槽として市販されているものとする。

（補助対象者の要件）

第3条 補助金の交付を受けることのできる者の要件は、次に掲げるとおりとする。

- （1）本市において市税を滞納していないこと。
- （2）雨水貯留槽を設置している建物を、売買を目的として所有又は使用している不動産業者及び建築業者を除く。
- （3）雨水貯留槽（部品含む）を令和6年（2024年）3月1日以降に購入・設置していること。ただし、部品のみ購入は対象外とする。
- （4）雨水貯留槽を設置する建物が、仮設住宅でないもの
- （5）国、地方公共団体及びその他これらに準ずる団体でないこと。

（補助金額）

第4条 補助金の額は、雨水貯留槽の本体購入価格（当該雨水貯留槽が機能するに当り必要と認められる蛇口、雨どいとの接続部材、架台、転倒防止器具等の部品、消費税を含む。ポイント・クーポン等使用分、送料、設置工事費は除く。）の2分の1に相当する額とする。ただし、25,000円を限度（円位未満の端数があるときはその端数は切り捨てるものとする。）とし、1年度につき1建物（集合住宅については1戸）当たり1基とする。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和6年（2024年）4月1日から令和7年（2025年）3月31日までに、雨水貯留槽設置補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に申請するものとする。

- （1）令和6年（2024年）3月1日以降に雨水貯留槽（部品含む）を購入したことを証明する商品名の記載された領収書、又はこれに準ずるもの
- （2）設置した建物及び雨水貯留槽の配置図
- （3）設置状況を写した写真（雨どいに雨水貯留槽が接続していることが確認できるもの）

(交付決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査するとともに現地調査を行い、その内容が適当と認めるときは、雨水貯留槽設置補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知する。

2 市長は前項の審査と現地調査の結果、補助金の交付を不相当と認めるときは、雨水貯留槽設置補助金不交付決定通知書(第3号様式)により申請者に通知する。

(補助金の請求及び交付)

第7条 前条の規定による通知を受けた申請者は、市の指定する支払金口座振替依頼書を添付して、雨水貯留槽設置補助金交付請求書(第4号様式)により補助金の交付を請求し、その交付を受けるものとする。

(交付決定の取消)

第8条 市長は、申請者が偽り、その他不正な手段により補助金の交付を受けたときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(維持管理及び維持管理承諾)

第10条 この要綱により補助金の交付を受けた者は、定期的な点検・清掃を行う等、適切な維持管理に努めなければならない。

2 前項の維持管理について、第5条に掲げる雨水貯留槽設置補助金交付申請書(第1号様式)の中で、申請者は承諾の意志を示さなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年(2024年)4月1日から施行する。